

船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等に対し、社会福祉施設等災害復旧費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、船橋市内に設置する別表1に掲げる社会福祉施設等において、災害復旧を行う法人とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助金額等は、別表2または別表3に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人の代表者は、船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付申請書(第1号様式)により、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が

単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括し

て第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(9) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金計画変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金実績報告書（第4号様式）により、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を

受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表 1

施設種別	施設名
障害者施設等	<p>(1) 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、児童デイサービス事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業に限る。）</p> <p>(2) 障害者支援施設</p> <p>(3) 短期入所事業所</p> <p>(4) 共同生活介護事業所</p> <p>(5) 共同生活援助事業所</p> <p>(6) 身体障害者更生施設</p> <p>(7) 身体障害者療護施設</p> <p>(8) 身体障害者授産施設</p> <p>(9) 知的障害者更生施設</p> <p>(10) 知的障害者授産施設</p> <p>(11) 精神障害者生活訓練施設</p> <p>(12) 精神障害者授産施設</p> <p>(13) 精神障害者福祉ホーム</p> <p>(14) 地域活動支援センター</p> <p>(15) 福祉ホーム</p>
老人福祉施設等	<p>(1) 養護老人ホーム</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム</p> <p>(3) 軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）</p> <p>(4) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(5) 小規模多機能型居宅介護拠点</p>

別表 2

補助事業	基準額	補助対象経費	補助金額等
<p>社会福祉施設等災害復旧事業とする。</p> <p>ただし、下記に掲げる費用については補助対象外とする。</p> <p>(1)土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2)既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>(3)職員の宿舎に要する費用</p> <p>(4)災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの</p> <p>(5)明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>(6)その他災害復旧費として適当と認められない費用</p>	<p>国庫補助金交付要綱に基づき、国庫補助の対象となった額</p>	<p>社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>	<p>1. 補助事業ごとに基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、障害者施設等については国庫補助金交付要綱第2の4（1）ア⑥、老人福祉施設等については国庫補助金交付要綱第2の4（1）イ⑥に示す補助率を乗じた額とする。</p> <p>ただし、寄付金、保険金等ある場合は、補助対象経費から当該金額を控除した額を補助対象経費とする。</p> <p>2. 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

（備考）国庫補助金交付要綱とは、東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成23年8月11日厚生労働省発社0811第1号厚生労働事務次官通知の別紙）のことをいう。

別表 3

補助事業	基準額	補助対象経費	補助金額等
<p>千葉県交付金実施要綱第4(4)ア(オ)の事業のうち、県が補助事業として認めたものとする。</p>	<p>千葉県交付金実施要綱別表3(1)-2の2に示す額とする。</p>	<p>社会福祉施設等の災害復旧（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p>	<p>1. 補助事業ごとに基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、千葉県交付金実施要綱別表3(1)-2の5に示す補助率を乗じた額とする。</p> <p>2. 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

（備考）千葉県交付金実施要綱とは、千葉県介護基盤緊急整備等臨時特例交付金実施要綱（平成24年1月20日施行）のことをいう。

第 1 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

船橋市長あて

住所〒

名称

代表者役職氏名

印

連絡担当者

電話番号

船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付申請書

船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 添付書類
 - (1) 事業計画書(別紙 1)
 - (2) 経費所要額調書(別紙 2)
 - (3) 収入支出予算書抄本(別紙 3)
 - (4) 罹災証明書
 - (5) 入札結果報告書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

第1号様式（別紙1）

事業計画書

1. 対象施設等の概要

所在地	〒
種別及び名称	
設置主体	
敷地面積	
敷地の所有関係	自己所有 借地(契約形態及び期間)
建物の面積	建築面積 延面積
建物の構造	

2. 災害の状況

災害の名称	
被災年月日	
被災状況	※被災状況の分かる写真を添付すること。

3. 整備費内訳

	区分	金額	備考
災害復旧所要額 及びその内訳		円	
		円	
		円	
		円	
	合計		

(注) 工事費目別内訳書を添付すること。

4. 施工期間

契約年月日	
着工年月日	
竣工年月日	

5. その他参考事項

--

第1号様式（別紙2）

経費所要額調書

施設の名称 _____

	事業費 A	寄付金その他の 収入額等 B	差引額 C (= A - B)	補助基準額 D	補助金所要額 E
災害復旧事業	円	円	円	円	円

※D：補助査定額

※E = C と D のいずれか低い額 × 補助率（千円未満切捨て）

第 1 号様式（別紙 3）

収入支出予算書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	設備等整備補助金	円	船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金
小計		円	
自己資金		円	
合計		円	

（支出）

区分	中区分	金額	説明
固定資産取得支出	設備取得支出	円	
合計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

印

第 2 号様式(第 5 条関係)

船橋市〇指令第 号
年 月 日

様

船橋市長



船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付可否決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、
船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第 5 条の規定によ
り、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付する

- (1) 交付決定額 金 円
(2) 交付の条件

2. 交付しない

- (1) 理由

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

船橋市長あて

住所〒

名称

代表者役職氏名

⑩

連絡担当者

電話番号

船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金計画変更・中止・廃止
承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定のあった事業の計画を変更・中止・廃止したいので、船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更・中止・廃止の理由

2. 変更の場合、補助事業の内容

(変更前)

(変更後)

3. 添付書類

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

船橋市長あて

住所〒

名称

代表者役職氏名

⑩

連絡担当者

電話番号

船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった事業が完了したので、船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| 1. 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 補助対象事業費 | 金 | 円 |
| 3. 施工期間 | 契約年月日 | 年 月 日 |
| | 着手年月日 | 年 月 日 |
| | 完了年月日 | 年 月 日 |

4. 添付書類

- (1) 経費所要額精算書(別紙1)
- (2) 収入支出決算(見込)書抄本(別紙2)
- (3) 工事請負契約書の写し等
(補助対象事業費を確認するための関係書類の写し)
- (4) 工事に関する(工事前、工事後)写真
(上記写真の撮影位置を平面図に記入すること)
- (5) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（別紙1）

経費所要額精算書

施設の名称 _____

	事業費 A	寄付金その他の 収入額等 B	差引額 C (= A - B)	補助基準額 D	補助金所要額 E	交付決定額 F
災害復旧事業	円	円	円	円	円	円

※D：補助査定額

※E = CとDのいずれか低い額×補助率（千円未満切捨て）

第4号様式（別紙2）

収入支出決算（見込）書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	設備等整備補助金	円	船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金
小計		円	
自己資金		円	
合計		円	

（支出）

区分	中区分	金額	説明
固定資産取得支出	設備取得支出	円	
合計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

印

第 5 号様式(第 9 条関係)

船橋市〇指令第 号
年 月 日

様

船橋市長



船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する補助金について、
船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第 9 条の規定によ
り、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 交付確定額 金 円

第 6 号様式(第 1 0 条関係)

年 月 日

船橋市長あて

住所〒
名称
代表者役職氏名

㊟

連絡担当者
電話番号

船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付請求書

船橋市社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1. 交付決定額 円
交付決定日 年 月 日
2. 交付確定額 円
交付確定日 年 月 日
3. 交付請求額 円
4. 振込先

振込先	銀行 支店	
	(銀行コード 支店コード)	
	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
	フリガナ	
	----- 名義人氏名	